その届出及び添付書類を縦覧に供します。 第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下 「法」とい います。 次のとおり公告し、 第六条

でに奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出 意見を述べる理由を記載 た書面に、 なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、 氏名及び住所 した書面を添えて令和七年十一月七日から令和八年三月九日ま (団体にあっては、 団体名、 してください。 代表者の氏名及び所在地) 意見の内容を記載 並びに

令和七年十一月七日

奈良県知事 山 下 真

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アピタ大和郡山店

所在地 大和郡山市田中町四四四番地

二 変更のあった事項

大規模小売店舗にお V て小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

(変更前) 届出書添付別紙 (変更前) のとおり

(変更後) 届出書添付別紙 (変更後) のとおり

三 変更年月日

令和七年七月一日ほか

四 届出年月日

令和七年十月二十一日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

す。 例 令和七年十 (平成元年三月奈良県条例第三十二号) 一月七 日 から令和八年三月九日まで。 第一条第一項に規定する県の休日を除きま ただし、 奈良県の休日を定める条

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで